

松山市有料老人ホーム設置手続要領

第1 目的

この要領は、松山市有料老人ホーム設置運営指導指針(以下「指針」という。)に基づき、松山市内に設置運営しようとする有料老人ホームの設置手続き等について定めるものである。

第2 施設基準

- (1) 有料老人ホームの施設・設備は、指針第5に規定する基準を満たさなければならない。
ただし、第5-(6)及び(8)に規定する設備は、有料老人ホームが提供するサービス内容に応じて設置することとし、必ずしもすべてを設置する必要はない。
- (2) 介護付有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護等の事業者の指定を受けた有料老人ホームをいう。以下同じ。)を設置しようとする場合は、指針の基準に加え、「松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年松山市条例第50号)」、「松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年松山市条例第52号)」又は「松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年松山市条例第51号)」に定める設備に関する基準を満たさなければならない。
- (3) 設置予定者は、有料老人ホームの施設の設計にあたっては市と十分に協議を行うこと。

第3 事前相談

- (1) 介護付有料老人ホームを設置しようとする者は、市の介護保険事業計画との整合性を図るため、第4の事前協議を行う前に市へ有料老人ホームの設置について事前の相談を行うこと。
- (2) (1)の事前相談は、介護付有料老人ホームを設置しようとする場合に必須であり、住宅型有料老人ホーム又は健康型有料老人ホームを設置しようとする者は、事前相談を行うことなく第4の事前協議を行うことができる。

第4 事前協議

- (1) 設置予定者は、都市計画法(昭和43年法律第100号)による開発行為許可申請又は建築基準法(昭和25年法律第201号)による建築確認申請(以下「土地に係る許認可申請等」という。)を行う前に、市長へ有料老人ホーム事前協議書(様式第1号)を提出しなければならない(以下「事前協議」という。)
- (2) (1)の事前協議を行う前に設置計画や設計図面等の協議を行うことは差し支えない。
- (3) 事前協議書の添付書類は、一式揃えて提出すること。添付書類の一部のみで事前協議書を提出することはできない。
- (4) (1)の事前協議及び(2)の協議を希望する場合、あらかじめ市に連絡し事前協議の日程調整を行うこと。原則として、予約のない訪問、電話又はメールでの協議は行わない。

- (5) (1)事前協議及び(2)の協議は設置予定者が直接行うこととし、設計会社やコンサルティング会社等のみとの協議は行わない。ただし、設置予定者とともに設計会社やコンサルティング会社等が同席することは差し支えない。
- (6) 市長は、(1)の事前協議の内容を審査した結果、当該協議内容及び設置計画等が指針に適合していると認められたときは、設置予定者へ事前協議完了の通知を行うものとする。
- (7) 設置予定者は、(6)の事前協議完了の通知後に事前協議の内容に変更があったとき(1)の事前協議を再度行わなければならない。
- (8) 設置予定者は、(6)の事前協議完了の通知を受領した後、土地に係る許認可申請等を行わなければならない。

第5 設置届

- (1) 設置予定者は、建築確認後速やかに老人福祉法第29条第1項の規定による有料老人ホームの設置届出を行わなければならない。
- (2) 設置届を提出する際の添付書類については、事前協議で提出したものと同一のものがある場合、再提出の必要はない。

第6 変更届

事業者は、前条の規定による設置届の内容に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に老人福祉法第29条第2項の規定による届出を行わなければならない。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。